



平成21年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社アサ力理研
代表者名 代表取締役社長 山田慶太
(J A S D A Q ・ コード 5 7 2 4)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 忍
電話 0 2 4 - 9 4 4 - 4 7 4 4

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月25日開催の取締役会において、平成21年12月24日開催予定の第42期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を追加整備するものであります。（変更案第2条）
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、上場株式は一斉に振替株式に変更され、いわゆる「株券電子化」が実施されたことから、これに対応するため、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うものであります。（変更案第7条、第9条、第11条、及び附則）
- (3) 現行定款を全般的に見直して、条数の変更、字句の修正及び表現の一部変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成21年12月24日
定款変更の効力発生日 平成21年12月24日

以 上

(別紙)

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示しております。)

変 更 案	現 行 定 款
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第 1 条 (現行のとおり)	第 1 条 (条文省略)
第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>1. 無機工業薬品、無機材料、触媒その他化学品の製造、販売及び輸出入</u> <u>2. 次の各製品の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入及び分析</u> <u>(1) 各種工業製品からの非鉄金属原材料</u> <u>(2) 希少金属(リチウム、コバルト、タンタル、インジウム等)原材料</u> <u>(3) 貴金属原材料</u> <u>3. 貴金属地金の加工、販売、輸出入ならびに分析</u> (削除) <u>4. 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入、保守管理ならびに賃貸</u> <u>5. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理・処分業務</u> <u>6. 電子部品等の洗浄、回収及び再生</u> <u>7. 精密機器部品等の製作、洗浄、再生及び修理</u> <u>8. 毒物劇物の製造及び販売</u> <u>9. コンピューターソフトウェア及び応用システムの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</u> (削除)	第 2 条 (目 的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 <u>(1) 無機工業薬品、無機材料の製造及び販売</u> <u>(2) 各種工業製品からの非鉄金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</u> (新 設) <u>(3) 希少金属(リチウム、コバルト、タンタル、インジウム等)原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</u> (新 設) <u>(4) 貴金属地金の加工、販売、輸出入ならびに分析</u> <u>(5) 貴金属原材料の回収、再生、加工、精錬、販売、輸出入ならびに分析</u> <u>(6) 貴金属回収装置の製造、販売、輸出入、保守管理ならびに賃貸</u> <u>(7) 産業廃棄物の収集、運搬及び処理・処分業務</u> <u>(8) 電子部品等の洗浄、回収及び再生</u> <u>(9) 精密機器部品等の製作、洗浄、再生及び修理</u> <u>(10) 毒物劇物の製造及び販売</u> <u>(11) コンピューターソフトウェアの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</u> <u>(12) コンピューター応用システムの開発、販売、輸出入ならびに保守管理</u>

変 更 案	現 行 定 款
第3条～第6条（現行のとおり）	第3条～第6条（条文省略）
（削除）	第7条（株券の発行） <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u>
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、100株とする。 （削除）	第8条（単元株式数および単元未満株券の不発行） 当社の単元株式数は、100株とする。 2 <u>当社は、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u>
第8条 （現行のとおり）	第9条 （条文省略）
第9条（単元未満株式についての権利） 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	第10条（単元未満株式についての権利） 当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第10条 （現行のとおり）	第11条 （条文省略）
第11条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。	第12条（株主名簿管理人） 当社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 当社の株主名簿（ <u>実質株主名簿を含む。以下同じ。</u> ）、 <u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第12条～第39条（現行のとおり）	第13条～第40条（条文省略）
附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u> 第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削除するものとする。</u>	（新 設） （新 設） （新 設）